質問回答書

令和　8年　10月　30日

令和８年度　大成中学校体育館照明設備改修工事

御坊市日高川町中学校組合教育委員会

質疑番号	図面番号等	質　　疑	回　　答
1	実施要領	提案限度額の２２，０００，０００円（消費税及び地方消費税含む）は優秀な提案がしにくいので、提案によっては上回る可能性があり、変更は認められるのか。提案はこの金額を限度額としての提案でなければならないのか。またこれには設計業務、監理業務が含まれているのか。	提案は限度額の範囲内で行うものである。公告、要綱、要領にあるとおり、設計業務、監理業務を含んでいる。
2	〃	「契約を変更する必要が生じたとき」とはどんな時か。	提案によって事業実施しており、予期せぬ事態が起こった場合のことである。例：器具の流用を想定していたが、経年劣化で再使用の不可が判明した場合など。当初見込まれる不具合は認めない。
3	〃	「体育館改修図」の貸与できる期間は。また各参加業者に配布するのか。	希望があれば貸出を予定している。参加事業者全てに配布することはない。
4	〃	体育館の照明設備について、照度が決められているのか。	文部科学省において、目安となる照度が示されている。インターネット上でも検索できるので、参考とされたい。
5	〃	体育館フロア内への高所作業車の乗り入れは可能か。床面の養生方法に指定はあるか。	耐荷重、事前調査についても実施業者の行う範囲となっている。体育館の床面であることを考慮する必要がある。養生方法に指定はない。
6	〃	当校に自家発電機やポータブル蓄電器が設置されているか。	設置していない。
7	〃	体育館の木製床を傷つけないように、シートや養生板での保護を必ず行うが、床面を支える基礎部の耐荷力が、足場を設置することにより、不足しないか。また床面が崩壊した場合、復旧費用は変更で計上して頂けるか。	当該作業による崩壊の危険性があると見込まれる場合は、事前に対策が必要である。事前の調査業務において安全と判断して設計を行い、その後、予測できない損壊が発生すれば、それは変更せざるを得ない事態である。
8	要求水準書	8ページ(2)イ「原則として～留意する」とあるが、工程に遅れが生じ,やむを得ず夜間作業、放課後や土曜日、日曜日及び祝日に作業が必要な時は許可が出るか。	学校、教育委員会と協議の上、作業できる場合があるが、これを当初から認めているものではない。公告のとおり、議会の議決があれば、工期は令和９年６月３０日まで延長することが可能である。

質問回答書

令和　8年　10月　30日

令和８年度　大成中学校体育館照明設備改修工事

御坊市日高川町中学校組合教育委員会

質疑番号	図面番号等	質　　疑	回　　答
9	提出書類説明書 （様式集）	町税（市税）の納税証明書は、完納証明書での代用でも良いか。	完納証明書でも良い。
10	要求水準書	全ての工事は、土日禁止か。祝祭日も禁止か。	禁止しているものではない。土日、祝祭日は学校が休みのため、要綱、要領にあるとおり、原則として平日の工事をお願いしている。
11	その他	アリーナ照明改修中は、改修完了までの間、移動式足場材は残置致しますが、問題ないか。	現時点で問題ないと考えるが、現場管理出来ない場合、生徒等によるいたずら防止策（勝手に動かしたり、登ったりしないよう）が必要と考える。また卒業式等、大きなイベントでは館外への移動が必要と思われる。